

諏訪圏域特別養護老人ホーム

(介護老人福祉施設) 入所ご希望の方へ

諏訪広域連合介護保険課

平成31年3月31日

特別養護老人ホーム

(介護老人福祉施設) 入所ご希望の方へ

特別養護老人ホームの入所について

特別養護老人ホームは、常時介護が必要な高齢者で、寝たきりや認知症などにより自宅で生活することが困難な方が入所する施設です。

原則として要介護3以上の方が入所できますが、要介護1・2の方でも特例的に入所できる場合があります。また、入院治療の必要がある場合等は施設に入所できない場合があります。

1. 入所申込の方法

入所を希望される特別養護老人ホームが窓口です。

「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所申込書」と、「個人情報等に関する同意書及び施設確認書」を提出してください。介護支援専門員等が代行することもできます。なお、要介護1・2の方は、特例要件の申告を添えての申込みとなります。

2. 要介護1・2の特例的な入所の判定について

要介護1・2の申込者は、特例入所要件に該当するかどうかの審査が行われます。

審査は施設毎に設けられた入退所検討委員会が行い、結果は施設から通知されます。

3. 入所の優先順位

希望する特別養護老人ホーム及び同法人内の施設入退所検討委員会において入所の優先順位を決定します。

要介護1・2の方は、特例要件の該当者に優先順位が付きます。

優先順位については各施設にお問い合わせください

4. 入 所

特別養護老人ホームとの契約を取り交わし、入所となります。

※現在、諏訪広域には特別養護老人ホームが20施設あります。施設の規模や居室のタイプ等により料金も異なりますので、申込をされる場合は、入所希望施設の概要についてご理解いただいたうえで手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※詳細については各施設、お問い合わせください。

特別養護老人ホームの入所までの流れ

要介護3～5の方

要介護1・2の方

特例入所の要件は下記①～④の事情により居宅での生活が困難であると認められる者

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること
- ②知的障害・精神行動障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

特例入所対象者

(※施設における入退所検討委員会による特例入所の可否の判定)

入退所検討委員会による入所評価基準に基づく優先順位の決定

入所

特別養護老人ホーム入所者の負担例（要介護5の場合の月額概算）

①多床室（食費・居住費の軽減後の金額）

入所者の負担例（1ヶ月・30日の場合）				
利用者負担段階	介護保険利用者負担額	食費	居住費	合計
第1段階	15,000円	9,000円	0円	24,000円
第2段階	15,000円	11,700円	11,100円	37,800円
第3段階	24,600円	19,500円	11,100円	55,200円
第4段階	44,400円	施設へ確認	施設へ確認	施設へ確認

②ユニット型個室（食費・居住費の軽減後の金額）

入所者の負担例（1ヶ月・30日の場合）				
利用者負担段階	介護保険利用者負担額	食費	居住費	合計
第1段階	15,000円	9,000円	24,600円	48,600円
第2段階	15,000円	11,700円	24,600円	51,300円
第3段階	24,600円	19,500円	39,300円	83,400円
第4段階	44,400円	施設へ確認	施設へ確認	施設へ確認

※その他、施設が別に定める実費が必要となる場合がございます。

※利用者負担段階については、「よくわかる介護保険サービス利用ガイドブック」または、次頁をご確認ください。

【利用者負担段階とは】

- ①第1段階：本人および世帯全員が住民税非課税で、
老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
- ②第2段階：本人および世帯全員が住民税非課税で、
合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人
- ③第3段階：本人および世帯全員が住民税非課税で、
利用者負担段階が第2段階以外の人
- ④第4段階：上記以外の方

※ 「合計所得金額」とは平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

※ 課税年金収入額は、住民税課税対象となっている年金収入額です。
住民税非課税の年金収入額は含みません。

※上記①②③に該当する場合でも、次のいずれかに該当する場合には対象になりません。

- (1)住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- (2)住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等が単身で1000万円、夫婦で2000万円を超える場合。

例) 老齢厚生年金収入のみで、年金収入額が85万円の場合。

世帯全員が住民税非課税の場合	第3段階	
世帯員に住民税課税者がいる場合	第4段階	となります。

諏訪圏域内特別養護老人ホームの紹介

[多床室型特別養護老人ホーム一覧](#)

[ユニット型特別養護老人ホーム一覧](#)

位置図

[岡谷市・下諏訪町](#)

[諏訪市・茅野市](#)

[富士見町・原村](#)

※情報については平成31年3月現在の情報です。詳細については、各施設にご確認をお願いします。